平成２２年（フ）第１２６号
水戸市西原３丁目３番１棟202号市営西原町住宅
債務者　小石川千亜樹
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１４０号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚2466番地の７
債務者　桐原　依美
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１５４号
茨城県那珂市菅谷500番地８
債務者　車田　義美
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１５５号
茨城県那珂市菅谷500番地８
債務者　車田　桂子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１６１号
茨城県笠間市住吉1342番地11
債務者　冨田　龍司
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１６２号
茨城県水戸市元吉田町1536番地の２　フラット50Ｃ棟201号
債務者　鬼澤えり子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１７２号
茨城県東茨城郡茨城町大字前田1677番地120
債務者　井川　勝子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１７８号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2866番地　市営弥生アパートＡ33
債務者　土田　忠広
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１８４号
水戸市元吉田町1348番地の４　サニーヒルズＢ棟101号
債務者　小田　新一
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２９８号
茨城県稲敷郡阿見町阿見4796番地４、住民票上の住所茨城県稲敷郡阿見町大字島津1755番地１
債務者　森　　健
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２９号
茨城県かすみがうら市下佐谷963番地
債務者　安田　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４７号
茨城県土浦市桜ケ丘町36番12号
債務者　吉田　　薫
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４８号
茨城県土浦市桜ケ丘町36番12号
債務者　吉田　初江
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７３号
茨城県つくば市谷田部3987番地１　塚田住宅３号棟
債務者　岡田　満博
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第８１号
茨城県土浦市真鍋新町２番６号　旭ルーミー真鍋新町25号館101
債務者　藤田　祐紀
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第９５号
茨城県つくば市吉沼3958番地５
債務者　シャウカット　アリこと　ＳＨＡＷＫＡＴ　ＡＬＩ
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第９６号
茨城県つくば市東光台２丁目４番地７　オーキッド２棟204号
債務者　福田　昌子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係